

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 8

告

示

目次

ページ

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	（医療業務課）	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	（医療業務課）	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	（道立病院室）	2
○土地改良区の役員の退任の届出……………	（農業施設管理課）	2
○土地改良区の定款の変更の認可……………	（農業施設管理課）	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	（農業施設管理課）	2
○土地改良区が行う交換分合計画の認可……………	（農業施設管理課）	3
○土地改良区の合併（2件）……………	（農業施設管理課）	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………	（治山課）	3
○知事権限に係る保安林の指定……………	（治山課）	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	（治山課）	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	（治山課）	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	（治山課）	5
○知事権限に係る保安林の指定の予定の一部改正（2件）……………	（治山課）	6
○知事権限に係る保安林の指定の一部改正……………	（治山課）	6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（2件）……………	（会計事務センター）	6

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	6
------------------------	---

道立子ども総合医療・療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
------------------------	---

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
------------------------	---

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
------------------------	---

道選挙管理委員会告示

○網走市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………	8
--	---

北海道告示第277号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策業務課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月2日

北海道知事 高橋 はるみ

医療法人社団本来堂藤田整形外科医院（札幌市）
小樽循環器病院（小樽市）

北海道告示第278号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月2日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項KKR札幌医療センター斗南病院の事項、同項医療法人医仁会中村記念病院の事項及び同項医療法人社団中野整形外科医院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改め、同項医療法人社団本来堂藤田外科整形外科医院の事項を削り、同項医療法人母恋天使病院の事項、同項医療法人札幌麻生脳神経外科病院の事項、同項医療法人禎心会病院の事項、同項医療法人社団光進会札幌月寒病院の事項、同項医療法人豊和会札幌金谷病院の事項、同項平岸外科整形外科医院の事項、同項医療法人河西外科病院の事項、同項医療法人北央病院の事項及び同項医療法人社団蘭友会札幌里塚病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項及び同項函館中央病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。

小樽市の項小樽循環器病院の事項を削り、同項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項、同項社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院の事項及び同項小樽掖済会病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
帯広市の項財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25.

3.31」に改める。
岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
網走市の項医療法人社団網走中央病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
石狩市の項石狩病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
厚沢部町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
今金町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
余市町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
南幌町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
由仁町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
長沼町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
美瑛町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
和寒町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
音威子府村の項の次に次の1項を加える。
中川町 中川町立診療所 中川郡中川町字中川382番地 平成25. 3.31
枝幸町の項枝幸町国民健康保険歌登病院の事項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
滝上町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
興部町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
新ひだか町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
士幌町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
大樹町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
池田町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
本別町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。
足寄町の項中「平成22. 3.31」を「平成25. 3.31」に改める。

北海道告示第279号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成22年 4 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
重油（J I S 1種2号）2,125,000 ℓ
- 2 落札を決定した日
平成22年 3 月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日東石油株式会社
(2) 住 所 旭川市本町2丁目
- 4 落札金額
59円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年 2 月 5 日付け北海道告示第82号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部医療政策局道立病院室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月形土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成22年 4 月 2 日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成22. 3. 15	監 事	笠 間 盛 幸	樺戸郡月形町1032番地14

北海道告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年 3 月18日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年 4 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成22年 4 月 6 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月 2 日			北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所			
妹 背 牛 南	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設）	北海道空知総合振興局	1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市木直町715		
上美生第2	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝総合振興局	(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備		
上 幌 呂	草地整備〔公共牧場中核型〕（農業用道路、区画整理）	北海道釧路総合振興局	(3) 指 定 施 業 要 件		
開 陽	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良、農用地造成）	北海道根室振興局	ア 立 木 の 伐 採 の 方 法		
根 室 西	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	同	(ア) 主伐は、択伐による。		
			(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
			(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
			イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。		
			2(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市御崎町170（次の図に示す部分に限る。）、211の7、211の9		
			(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備		
			(3) 指 定 施 業 要 件		
			ア 立 木 の 伐 採 の 方 法		
			(ア) 主伐は、択伐による。		
			(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
			(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
			イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。		
			3(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村17の11（次の図に示す部分に限る。）、字イトコノ沢18の1		
			(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備		
			(3) 指 定 施 業 要 件		
			ア 立 木 の 伐 採 の 方 法		
			(ア) 主伐は、択伐による。		
			(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
			(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
			イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。		
			（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）		
			北海道告示第287号		
			森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指		
北海道告示第283号					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、上ノ国土地改良区が定めた新村・中須田地区の農用地等の交換分合計画を認可した。					
平成22年 4 月 2 日					
			北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第284号					
南長沼土地改良区及び長沼土地改良区の合併により、平成22年 4 月 1 日、両土地改良区は解散し、新たにながぬま土地改良区が成立した。					
平成22年 4 月 2 日					
			北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第285号					
門別土地改良区及び日高町土地改良区の合併により、平成22年 4 月 1 日、日高町土地改良区は解散した。					
門別土地改良区は、合併後存続し、定款を変更し、名称を日高門別土地改良区に変更した。					
平成22年 4 月 2 日					
			北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第286号					
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。					
平成22年 4 月 2 日					

定する予定である。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡今金町字八束199の6・199の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町円朱別西8線217、219、221、225

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び北海道檜山振興局産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 余市郡余市町大川町19丁目2の1、大川町20丁目1の1

2 指 定 の 目 的 飛砂の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第289号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林3の1・5の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第291号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年4月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町・中川郡美深町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡東神楽町・上川町・空知郡中富良野町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東神楽町・上川町・中富良野町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町・上川郡東神楽町（以上2町固有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在の森林

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第292号

平成21年北海道告示第561号（知事権限に係る保安林の指定の予定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1項を削り、第2項を第1項とする。

北海道告示第293号

平成21年北海道告示第804号（知事権限に係る保安林の指定の予定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

第2項を削る。

北海道告示第294号

平成21年北海道告示第805号（知事権限に係る保安林の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3項を削り、第4項を第3項とする。

第5項を削り、第6項を第4項とする。

北海道告示第295号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項空知信用金庫の事項中「空知信用金庫本店
同 宮下支店」を「空知信用金庫
本店」に、「同 幾春別支店」を「同 三笠支店幾春別出張所
同 三笠支店三笠市役所派出所」に改める。

北海道告示第296号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指

定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社北海道職員厚済会の事項を削る。

**総 合 振 興 局 告 示 及 び
振 興 局 告 示****北海道十勝総合振興局告示第1号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年4月2日

北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

(1) 乗用自動車の賃貸借（4台） 一式（1月当たりの単価）

(2) 乗用自動車の賃貸借（12台） 一式（1月当たりの単価）

(3) 軽貨物自動車の賃貸借（4台） 一式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成22年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース帯広

住 所 帯広市東3条南10丁目7番地

(2) 氏 名 帯広スバル自動車株式会社

住 所 帯広市西13条北1丁目1番地

(3) 氏 名 帯広三菱自動車販売株式会社

住 所 帯広市大通南23丁目11番地

4 落札金額

(1) 105,000円

(2) 369,180円

(3) 73,080円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年2月19日付け北海道十勝支庁告示第31号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	含む。)一式(31台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)
道立子ども総合医療・療育センター告示	(2) 物品等の数量 31台 279,000枚(1月当たり)
北海道立子ども総合医療・療育センター告示第24号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年4月2日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成22年3月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社東洋建物興業 (2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 4 落札金額 46,732,140円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年1月26日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6	2 落札者を決定した日 平成22年3月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社藤枝隆栄堂 (2) 住 所 札幌市西区発寒14条12丁目2番12号 4 落札金額 基本料金 11,040円 複写料金 0.85円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年2月5日付け北海道教育庁石狩教育局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道教育庁石狩教育局告示	道教育庁後志教育局告示
北海道教育庁石狩教育局告示27号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年4月2日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 物品等の名称 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。))の供給を	北海道教育庁後志教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年4月2日 北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 10台 2 落札を決定した日 平成22年3月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 有限会社川端文化堂 (2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目 4 落札金額 1,370,000円 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年2月23日付け北海道教育庁後志教育局告示第24号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成22年1月24日執行の網走市北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び網走支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成22年4月2日

北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第188号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年4月2日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
行政情報ネットワークシステムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契 約 期 間 平成22年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、予算
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の

資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 調達をする賃貸物品に関し、保守体制が整備されていること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年4月2日（金）から同年5月6日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
(2) 入 札 日 時 平成22年5月14日（金）午前10時（送付による場合は、同月13日（木）までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額（1月当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2237

10 Summary

- A. The nature and quantity of products to be procured : Network equipment, Server and Personal computer for administrative information network system 1 set
- B. Bid tendering time and date : 10 : 00 A.M., May 14, 2010
(If mailed, bids must arrive no later than May 13, 2010)
- C. Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2237

北海道警察本部告示第189号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年4月2日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道警察本部交通管制センター上位装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成23年3月1日から平成28年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速な技術的サポート体制が整備されていること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年4月21日から同年5月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

- (2) 入 札 日 時 平成22年6月1日午前10時（送付による場合は、同年5月31日午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2239

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : Control Equipment of Hokkaido Police Headquarters Traffic Control Center 1 set

B. Bid tendering time and date : 10 : 00 A.M., June 1, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 31, 2010)

C. Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Ext. 2239